

平成28年(ワ)第9433号 外
原告 高木 敏子 外
被告 ニチアス・エアンドエーマテリアル 外

大阪地方裁判所 第16民事部

裁判長 石丸将利 殿

裁判官 村上貴昭 殿

裁判官 武藤 遼 殿

関西建設アスベスト大阪2陣・3陣訴訟 公正判決を求める要請書

2016(平成28)年9月27日、建設アスベスト被害者は、1陣訴訟に続いて、大阪地方裁判所に、国と建材メーカー22社を被告とする2陣訴訟を提訴し、その後提訴者は増え、現在、2陣・3陣の原告数は88名となっています。

建材メーカーは、石綿建材の危険性を良く知っていたにもかかわらず、製造・販売者の最低限の義務である警告表示さえ行わず、長期に亘って大量の石綿建材を売り続けました。その結果、建設現場では、わが国最大のアスベスト被害が発生しました。

2021年(令和3)年5月17日、最高裁判所は、1陣訴訟において、建材メーカーの責任を明確に認める判決を出しましたが、建材メーカーは、今なお被害の早期全面救済に背を向け続けています。

貴裁判所が、建設アスベスト被害の深刻さと、「命あるうちに解決を」願う原告らの思いを正面から受け止め、再度、建材メーカーの責任を厳しく認める正義にかなった判決を下されるよう強く求めます。

年 月 日

住 所
団 体 名
代 表 者

⑩